

令和7年12月17日

米子市長 伊木 隆司 様

米子市環境審議会 会長 尾崎 米厚



「第2次米子市環境基本計画中間見直し」について（答申）

令和7年5月19日付け環政起第53号-1により、本審議会に諮問のあった「第2次米子市環境基本計画中間見直し」について、慎重に審議を重ねてきた結果、見直し案は妥当と認め、ここに次のとおり意見を付して答申します。

この答申を踏まえ、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進し、「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち」の実現を期待します。

記

米子市環境審議会（以下「審議会」という。）は、米子市長から令和7年5月19日に「第2次米子市環境基本計画中間見直し」についての諮問を受け、第2次米子市環境基本計画改定版（以下「改定版」という。）について、これまで計3回の審議会を開催し、慎重に審議を重ねてきました。

第2次米子市環境基本計画（以下「第2次計画」という。）は、令和3年度に策定され、本年で5年目を迎えるに至りました。この間、環境問題をめぐる社会情勢や市民意識は大きく変化しています。これらの変化を踏まえ、改定版においては、米子市環境基本条例の理念及び第2次計画の骨子を維持しつつ、脱炭素施策、エネルギー政策、生物多様性保全、気候変動適応策等、喫緊かつ重大な課題への取組を推進するための視点を新たに加える必要があります。

顧みれば、令和2年に第2次計画の策定について答申した際、我々は「健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を保全し、将来の世代に継承していく責務を負う」旨を述べました。その責務の重さは今も変わらず、むしろ一層の深まりを見せております。時勢の変化は我々の生活に大きな影響を及ぼしており、すべての市民の生活の根底には、すべて環境問題の関わるところがあることを、ここに改めて強調したいと考えます。市民一人ひとりが環境を意識し、行動に移すことこそ肝要です。

当局におかれでは、改定版を着実に推進し、確実なる進行管理のもとに施策の進捗状況を公表していただき、市民、事業者及び行政が相協働して環境の保全に努めることにより、子孫に誇り得る持続可能な都市の実現を期すことを切に望みます。